

一般社団法人日本泌尿器科学会定款施行細則案

平成 24 年 4 月制定

第 1 章 会 員

第 1 条 会員の入会資格

入会希望者は推薦人である指導医 2 名の署名、捺印後理事会で承認得ること。

第 2 条 名誉会員に推薦されたときは、理事長よりその旨を通知する。

第 3 条 外国人にて日本国内に居住し、正会員となることを希望する者は、理事会の審議を経て正会員とし、その他は賛助会員とする。

第 4 条 正会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。

ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りでない。

- (1) 本会の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること。
- (2) 別に定める投稿規定により、論文その他を会誌に発表すること。
- (3) 学会刊行物等の配布を受けること。

2. 名誉会員は前項各号の権利を有する。

第 5 条 日本に留学中に正会員であったものが帰国した場合、希望するものは引き続き正会員とする。

第 6 条 懲戒規定

定款に定める除名を含む懲戒規定を別途定める。

第 2 章 役員

第 7 条 役員は全ての正会員から選挙で選出された当該役員選挙年の代議員より選挙にて選出される。

役員候補者は社員総会の承認を得て役員となる。

役員候補者はその任期が終了する年の 3 月 31 日現在の年齢が 65 歳以下であること。

定款 2 3 条 3 の常任理事を総務担当、財務担当、渉外担当の 3 名とする。

常任理事の順位をそれぞれ第一位から第三位までとし、新理事会の承認を得るものとする。

2.本会の役員（理事及び監事。ただし常勤のものは除く）はその在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

3.役員定数は別表にて定める。

第3章 幹事

第8条 理事の会務をたすけるため、幹事を置くことができる。

2.幹事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3.幹事は有給とすることができる。

第4章 学術大会

第9条 学術大会は、毎年1回春期に開催する。

第10条 会長の任期は、前年度の学術大会終了の日から当該年度の学術大会終了の日までとする。

第11条 会長は学術大会を総理する。
但し総会の議長は理事長とする。

第5章 委員会

第12条 本会は事業運営のため、理事会の承認を得て各種委員会を置くことができる。

2.委員会の委員長は理事長が推薦し理事会の承認を得て理事長が任命する。

3.各種委員会に関する事項は理事会の承認を得て当該委員会の定めるところによる。

第13条 各種委員会には、必要に応じ理事会の承認を得て小委員会を置くことができる。

2.小委員会については、当該委員会の定めるところによる。

第6章 資産の管理

第 14 条 本会の資産は理事長が管理し，基本財産のうち現金は定期預金，若しくは確実な信託銀行に信託する等により，理事長が保管する。

第 7 章 補 則

第 15 条 定款及びこの細則の施行に関し必要な事項は，理事会の議決を経て別にこれを定める。

第 16 条 この細則を改正する場合には，理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

附 則

1. 本細則は，一般社団法人日本泌尿器科学会定款施行の日より施行する。

別表

地区	都道府県名	理事定数	監事定数
東部 A	東京 神奈川 千葉 埼玉 群馬 茨城 栃木	5 名	1 名
東部 B	北海道 青森 岩手 宮城 福島 山形 秋田 新潟 山梨 長野	3 名	
中部	静岡 愛知 岐阜 福井 石川 富山 滋 賀 京都 大阪 奈良 和歌山 三重 兵 庫	5 名	1 名
西部	岡山 広島 山口 鳥取 島根 徳島 高知 香川 愛媛 福岡 佐賀 長崎 大分 宮崎 熊本 鹿児島 沖縄	4 名	1 名
合計		17 名	3 名